

鳩山町立 今宿小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針（基本理念）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

（いじめの禁止）

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめ防止等に関する措置

（1）基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- （ア）学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- （イ）児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- （ウ）保護者並びに地域住民その他の関係者と連携を図りつつ、いじめ防止のため児童が自主的に行う活動に対して支援を行う。
- （エ）いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権標語等を実施する。
- （オ）いじめについては初期対応も含めて認知したらすぐに管理職・生徒指導主任に報告し、迅速に対応を行う。

イ いじめの早期発見のための措置

（ア）いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査等を次の通り実施する。

- ①教職員対象のいじめについての認知・報告（月1回 生徒指導委員会時）
- ②児童対象のいじめについてのアンケート調査（年3回 6月、11月、2月）
- ③保護者教育相談を通じた保護者からの聞き取り調査（年3回）

（イ）いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- ①スクールカウンセラーの活用
- ②児童教育相談を通じた児童からの聞き取り調査（年1回 10月）
- ③保護者面談を通じた保護者からの聞き取り調査（年1回 7, 8月）
- ④日常の教育相談

(ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る。

(教育課程、年間計画を検討、作成する際に教務主任及び管理職が考慮する)

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

放課後のトラブルの第一義的責任は保護者にある。

第一義的責任は保護者にあることを原則として、学校は児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動を行う。

(2) いじめ対応等に関する措置

いじめに対する措置

(ア) いじめの認知は、いじめ防止対策推進法に基づいて行う。

(イ) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

(ウ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

いじめ対策のための組織を24時間以内に組織する。

(エ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(オ) いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、鳩山町教育委員会及び警察等と連携して対処する。

(キ) いじめ解消の判断は、いじめの行為が解決したのち3カ月の継続を確認する。

(3) 重大事案への対処

重大事態とは『いじめにより重大な被害が生じた』疑い又は『いじめにより不登校を余儀なくされている』疑いがある段階を指す。

これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

(ア) 重大事案が発生した旨を、鳩山町教育委員会に速やかに報告する。

(イ) 鳩山町教育委員会と協議の上、当該事案に 20 歳を24時間以内に設置する。

- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (エ) 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (オ) いじめを隠蔽せず、いじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価等で事項の取り組みを絶えず評価する。

いじめ・差別はいけない

1 見かけで差別してはいけません

太っている、やせている、背が低い、色が黒い、髪の毛がちぢれている・・・友だちを見かけのうえで差別することはまちがっています。



2 人をさげすむ言葉も差別です

「さげすむ」というのは、人を「弱い」とか「きたない」とか「何かができない」とか「さつとできない」・・・などという意味で悪く言うことです。
「バカ」「アホ」などのチクチク言葉もさげすむ言葉です。



3 集団で悪く言うのも差別です

だれかが失敗しても、大勢でせめるように言うのはよくありません。はげましあえるようになります。



4 ひそひそ言うのも差別です。



5 紙に書いて回すのも差別です。



6 仲間はずれも差別です。



クラスの中で安心してすごせない人がいたらそれはもう「いじめ」です。
全員が安心してすごせるようにみんなで「いじめ・差別の芽」を見逃さないようにしていきましょう。
 もし、「いじめ・差別の芽」を見つけたら
すぐにみんなで話し合っ**て解決**していきましょう。

いじめって...?

関係者のみなさんに「いじめ」と見られます。



クラスや学校での出来事でなくても安心できないことがあればそれは「いじめ」です。
 こういふことがあったら**すぐに相談**できる人に教えてください。